

特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関するモデル事業の概要

主な要件

- 指導看護師は、特別養護老人ホームでの勤務経験が通算概ね5年以上の常勤の看護師
- 連携によるケアを試行する介護職員は、施設長、配置医等と相談の上、特定する
- 連携によるケアの対象となる入所者に、施設長が説明と同意(文書)を得る

実施方法

- 指導看護師養成研修 東京で講師が指導看護師へ12時間(2日間)研修
- 施設内研修 各施設で指導看護師が介護職員へ14時間研修
- 連携によるケアの試行(平成21年9月~12月) 口腔内吸引(咽頭の手前)
胃ろうによる経管栄養(チューブ接続・栄養剤の注入は看護職)

検証方法

- 調査票(日誌、プロセス評価、質問票、ヒヤリハット等・アクシデント報告)
- 他施設訪問(実技評価・ヒヤリング)
- 意見交換会(52施設のみ)

特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関するモデル事業の結果

実施状況

- 全国125施設(41都道府県)
- 連携によるケアを試行した介護職員は、1施設当たり平均3.5人
(介護福祉士資格取得者…87%・通算経験年数5年以上…66.5%)

安全性

- ヒヤリハット・アクシデント発生の報告において、救命救急等の事例はない
ヒヤリハット発生267件 (口腔内吸引124件・胃ろうによる経管栄養143件)
アクシデント発生 7件 (口腔内吸引 1件・胃ろうによる経管栄養 6件)
- ヒヤリハット・アクシデント発生の報告あり45施設(36%)、報告なし80施設(64%)
(報告なしの施設が多数を占めているのは、報告基準を各施設に任せたためと考えられる)

プロセス評価

- 口腔内吸引および胃ろうによる経管栄養が「介護職員が独りでできる」の評価は、研修後2ヶ月が80%以上、研修後3ヶ月が90%以上と、月日の経過とともに向上
(介護職員の自己評価・看護職員の他者評価ともに)

吸引(口腔内)

定義

口腔内(肉眼で確認できる範囲)に貯留した唾液、喀痰等の分泌物などの身体に不必要な物質を、陰圧を用いて体外に排除すること

体制整備

〇〇
業務指針を策定
チームによるケア提供に必要な研修の受講

実施のプロセス

※ 看護職員と介護職員の協働により実施可 看護職員のみ実施可

【入所時又は状態変化時】

STEP1 安全管理体制確保

・対象者の状態に関する情報の共有と報告・連絡・相談等の連携を図る

・口腔内及び全身の状態を観察し、吸引の必要性を確認する
・看護職員と介護職員で協働して実施できるか看護職員のみで実施すべきか医師からの指示等をもとに対象者を判断する

【毎朝又は当該日の第1回目実施時】

STEP2 観察判断

・口腔内及び全身の状態を観察する

・医師の指示、対象者の状態から吸引の必要性、看護と介護の協働の可能性を確認する

緊急時等

【当該日の第2回目以降】

STEP3 実施準備

・必要な物品を準備し、対象者のもとに運ぶ

STEP7 評価記録

・施行時刻、施行者名等を記録する

対象者

特別養護老人ホーム配置医師の包括的な指示のもと、口腔内(肉眼で確認できる範囲)の貯留物の除去のため、吸引が必要と認められ、医師や看護職員の総合的なアセスメントの結果、チームケアにおいて、安全に実施されると判断された者

STEP4 ケア実施

・対象者に吸引の説明を行い、環境を整備する
・再度実施者により口腔内を観察する
・吸引を実施する

STEP6 片付け

・吸引びんは70~80%になる前に排液を捨てる
・使用物品をすみやかに片付ける

STEP5 結果確認

・対象者の状態を観察し、ケア責任者(看護職員)に報告する

経管栄養(胃ろうによる栄養管理)

定義

胃内に留置した消化管チューブ・栄養チューブを通して、非経口的に流動食を注入すること

体制整備

〇〇
業務指針を策定
チームによるケア提供に必要な研修の受講

実施のプロセス

※ 看護職員と介護職員の協働により実施可 看護職員のみ実施可

【入所時又は状態変化時】

STEP1 安全管理体制確保

・対象者の状態に関する情報の共有と報告・連絡・相談等の連携を図る

・看護職員と介護職員で協働して実施できるか看護職員のみで実施すべきか医師からの指示等をもとに対象者を判断する

【毎朝又は当該日の第1回目実施時】

STEP2 観察判断

・挿入されたカテーテルの状態及び対象者の状態を観察する

・医師の指示、対象者の状態から注入の必要性、看護と介護の協働の可能性を確認する

緊急時等

【当該日の第2回目以降】

STEP3 実施準備

・必要な物品を準備し、対象者のもとに運ぶ

STEP7 評価記録

・施行時刻、施行者名等を記録する

STEP6 片付け

・使用物品をすみやかに片付ける

STEP5 結果確認

・食後しばらく対象者の状態を観察し、ケア責任者(看護職員)に報告する

対象者

特別養護老人ホーム配置医師の包括的な指示のもと、胃ろうによる栄養管理が必要と認められ、医師や看護職員の総合的なアセスメントの結果、チームケアにおいて、安全に実施されると判断された者

STEP4 ケア実施

・本人の確認と流動物の確認を行う
・栄養チューブが正しく挿入されているか確認する
・チューブを接続し、流動物をゆっくり注入する
・注入直後の状態を観察する

・注入中の状態を定期的に観察する。
・注入終了後、30~50mlの白湯又は茶を注入し、頭部を挙上した状態を保つ